

旧	新
第15編 地域防災計画の作成の基準 第1章 災害予防に関する事項 第1節 災害に強い地域づくりに関する事項 (略) □広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断帯、広域防災拠点の機能を有する都市公園等について、防災公園等として適切な位置づけを行うとともに、他施設との連携・機能分担を図った系統かつ計画的な配置と整備の推進について定めること。 (略) 第6節 防災上必要な教育等に関する事項 □次の事項について定めること。 ・職員の研修機関は、防災業務に係る職員の研修を行うこと。 ・防災業務に従事する職員を教育するため、講演会、講習会、研究会等を随時開催し、また、その内容を整備充実すること。 ・テレビ、ラジオ、新聞等を利用して、防災知識の普及を図ること。 ・防災に関する図書、機関紙等の発行、配布等を行うこと。 ・一般住民の防災思想の普及を図るため、防災関連行事、防災関係機関の見学会防災映画の映写会等を実施すること。 ・砂防ボランティア、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、構造物危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援すること。 (略) 第11節 災害発生時において危険な区域に関する事項 □次の事項について定めること。 ・災害発生時における危険区域の調査の実施、指定、行為規制等、災害予防上必要な措置を行うこと。 ・河川又は海岸について、災害に際し水防上重点をおくべき区域を定めて、水防関係機関への通知その他の必要な措置を講ずること。 ・溢水、湛水並びに土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害等に強い土地利用の推進に努めること。	第15編 地域防災計画の作成の基準 第1章 災害予防に関する事項 第1節 災害に強い地域づくりに関する事項 (略) □広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断帯、広域防災拠点、 <u>地域防災拠点</u> の機能を有する都市公園等について、防災公園等として適切な位置づけを行うとともに、他施設との連携・機能分担を図った系統かつ計画的な配置と整備の推進について定めること。 (略) 第6節 防災上必要な教育等に関する事項 □次の事項について定めること。 ・職員の研修機関は、防災業務に係る職員の研修を行うこと。 ・防災業務に従事する職員を教育するため、講演会、講習会、研究会等を随時開催し、また、その内容を整備充実すること。 ・テレビ、ラジオ、新聞等を利用して、防災知識の普及を図ること。 ・防災に関する図書、機関紙等の発行、配布等を行うこと。 ・一般住民の防災思想の普及を図るため、防災関連行事、防災関係機関の見学会防災映画の映写会等を実施すること。 ・砂防ボランティア、 <u>地すべり防止工事士</u> 、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、構造物危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援すること。 (略) 第11節 災害発生時において危険な区域に関する事項 □次の事項について定めること。 ・災害発生時における危険区域の調査の実施、指定、行為規制等、災害予防上必要な措置を行うこと。 ・河川又は海岸について、災害に際し水防上重点をおくべき区域を定めて、水防関係機関への通知その他の必要な措置を講ずること。 ・溢水、湛水並びに土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害等に強い土地利用の推進に努めること。 <u>・水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他の洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等または主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地を定めること。</u>

第 1 5 編 地域防災計画の基準

・風水害に対し、安全な土地利用への誘導と緊急時における警戒避難等に資するため、水防法に基づき、洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域等を示した浸水想定区域図を公表し関係市町村の長に通知するとともに、浸水実績図、浸水予想区域図、洪水氾濫危険区域図等の作成・公表を推進する。

・土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害危険箇所については、砂防関係事業を推進するとともに、危険箇所を関係住民へ周知し、警戒避難体制の整備が円滑に進むよう関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会を組織するなど必要な措置を講ずること。

・建築基準法第 3 9 条に規定する災害危険区域の指定を行うとともに、災害を防止するため必要な建築物の建築に関する制限を行うこと。

・宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、災害を防止するための必要な措置を講ずること。

・土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害危険箇所については、砂防関係事業を推進するとともに、危険箇所を関係住民へ周知し、警戒避難体制の整備が円滑に進むよう関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会を組織するなど必要な措置を講ずること。

・建築基準法第 3 9 条に規定する災害危険区域の指定を行うとともに、災害を防止するため必要な建築物の建築に関する制限を行うこと。

・宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を行い、災害を防止するための必要な措置を講ずること。